

# 12 / 20 (水) の発表

報道発表資料の配付日時 令和5年12月20日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員の公募について
概要	<p>北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」(以下「地域づくり委員会」という。)を設置しています。</p> <p>このたび、上川圏域の地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募します。</p> <p><b>1 応募資格</b> 次の要件を全て満たすことが必要です。 (1) 上川総合振興局管内に居住する満20歳以上の方〔R6.4.1現在〕 (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心をもち、年数回開催する委員会に出席できる方 ※ 過去に国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員であった方も応募は可能ですが、募集締切後に応募者がいなかった場合に選考対象となります。</p> <p><b>2 募集する人数</b> 3名以内(うち障がいのある方2名)</p> <p><b>3 委員の任期</b> 委嘱の日(令和6年4月1日予定)から2年間</p> <p><b>4 応募方法</b> 応募に必要な書類(応募用紙及び作文)を郵送又は持参してください。</p> <p><b>5 募集期間</b> 令和5年12月20日(水)～令和6年1月19日(金)</p> <p><b>6 選考</b> 上川総合振興局が設置する選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上選考し、結果は応募者全員にお知らせします。</p> <p><b>7 その他</b> 応募方法などの詳細につきましては別紙「上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ」を御参照ください。</p>

報道(取材)に当たってのお願い	より多くの方から御応募いただけるよう、広く周知いただきますようお願いいたします。
-----------------	--

他のクラブとの関係	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">同時配付</td> <td rowspan="2" style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(場所) 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び各総合振興局・振興局社会福祉課において、各地域の記者クラブに資料配付予定</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">同時レク</td> </tr> </table>	同時配付	(場所) 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び各総合振興局・振興局社会福祉課において、各地域の記者クラブに資料配付予定	同時レク
同時配付	(場所) 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び各総合振興局・振興局社会福祉課において、各地域の記者クラブに資料配付予定			
同時レク				

担当 (連絡先)	<p>上川総合振興局保健環境部社会福祉課(担当者:課長 影山)</p> <p>TEL ダイヤルイン 0166-46-5140 内線3800</p> <p>公用スマホ 20968</p>
-------------	--

## 上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日北海道条例第50号）（以下「条例」という。）に基づき、上川圏域に設置する障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「委員会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

### (応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 上川総合振興局管内に居住する満20歳以上の者。
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を有する者で、委員会の会議に出席できる者。

### (公募する委員)

第3条 公募する委員は、条例第44条第1項に掲げる者のうち、上川総合振興局管内に生活する障がい者2名、障がい者施策に関心のある地域住民1名とする。

### (公募期間)

第4条 公募期間は、概ね1ヶ月程度確保するものとする。

### (応募方法)

第5条 委員の公募に応募しようとする者は、次の書類を郵送又は持参により、当該応募しようとする者が居住する地域を所管する上川総合振興局保健環境部社会福祉課に提出するものとする。

- (1) 応募用紙
- (2) 「障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりのために」をテーマとした作文（800字以内）

2 提出する書類の作成にあたっては、点字又は代筆についても差し支えないものとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、上川総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が定める。

附 則 この要領は、平成22年2月8日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年2月16日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年12月24日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年1月16日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年12月13日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年12月19日から施行する。

# 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）を設置しています。

このたび、地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

## 1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 上川総合振興局管内に居住する満20歳以上の方〔令和6年4月1日現在〕
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を持ち、年数回開催する委員会に出席できる方

## 2 募集する人数

3名以内（うち障がいのある方2名）

## 3 委員の任期

委嘱の日（令和6年4月1日予定）から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

## 4 応募方法

- (1) 応募に必要な書類（2種類）

ア 応募用紙（様式1）

イ 作文（様式2）

「障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりのために」について、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び上川総合振興局保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページでダウンロードできます。

しよるい ていしゆつほうほう  
(2) 書類の提出方法

かいかわそうごうしんこうきよくほけんかんきようぶしやかいふくしか ていしゆつきげん ゆうそう けしいんゆう  
上川総合振興局保健環境部社会福祉課あて、提出期限までに郵送（消印有  
こう また じさん  
効）又は持参してください。

じさん ばあい へいじつ かいちようび あいだ じさん  
※ 持参の場合は、平日（開庁日）の9：00～17：00までの間に持参してくだ  
さい。

ていしゆつきげん れいわ とし がつ にち きん  
※ 提出期限 令和6年1月19日（金）

せんこう  
5 選考

せんこういんかい さくぶんおよ おうぼようしきさいないよう そうごうてき しんさ うえ せんこう  
選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

か こ く にまた ちほうこうきようだんたい ぎいんおよ しよくいん かた おうぼ ほか  
なお、過去に国又は地方公共団体の議員及び職員であった方からの応募については、他  
おうほしや ばあい せんこうたいしよう  
に応募者がいなかった場合にのみ選考対象となります。

せんこうけつか がつちゆう おうほしやぜんいん し  
選考結果は、3月中までに応募者全員にお知らせします。

いいん やくわりとう  
6 委員の役割等

がくしきけいけんしやとう いいん しょう かた ちいき く ささ  
(1) 学識経験者等とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、  
さべつ ぎやくたい けんりようご かん かだい もう た じこう とうじしや  
差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や  
さんこうにん いけんちようしゆ おこな もんだい かいけつ む きようぎ  
参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

こべつ けんりしんがいとう きようぎ ばあい いいんかい ひこうかい い  
(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委  
いんかいない きようぎ ひみつ ほじ  
員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくこととなります。

ほうしゅうとう  
7 報酬等

いいんかい しゆっせき ばあい ほっかいどう きてい もと ほうしゅうおよ りよひ しほら  
委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

ていしゆつさき と あ さきおよ ていしゆつ  
8 提出先・問い合わせ先及び提出

〒079-8610

あさひかわしながやま じよう ちようめ ぼん ごう かみかわごうとうちようしや  
旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎  
ほつかいどうかみかわそうごうしんこうきよくほけんかんきようぶしやかいふくしか  
北海道上川総合振興局保健環境部社会福祉課  
でんわ  
電話：0166-46-5221

(様式1)

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員 応募用紙

(ふりがな) 応募者 氏名	( )	生年月日 (R06.4.1 現在の年齢)	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
		性別	男性・女性
応募区分 (該当するものに○)	・障がい者 (身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がい・ 難病等) ・地域住民		
現住所 連絡先	(〒 - )		
	電話 ( )	-	
	FAX ( )	-	
	E-mail		
応募の動機を簡潔に記載してください。			
保健福祉に関わる活動や障がい者への関わりなどを行った経験がありましたら、 期間と内容等を記入してください。			
年～年	内 容 等		
これまでの主な職歴を簡単に記入してください。			
年～年	内 容 等		

代筆者氏名



